

8. 機器の設備

電 子 計 算 機

digital	3	γ 線 照 射 装 置	1
analog	2	X 線 照 射 装 置	1
A-D Converter	1	X 線 回 析	1
磁気テープユニット	5	E S R	1
超高压電子顕微鏡	1	N M R	1
電子顕微鏡大型	1	化 学 分 析 機 器	各種
" 中 型	1	超 速 心 機	3
R I 機 器	各種	写 真 装 置	5

(顕微鏡撮影を含む)

工 場 機 器 各種

9. 研究所設立予算

建 築 工 事 費	4 万円 × 4 0.6 0 0 (m ²) =	1 6 2, 4 0 0 万円
内 部 設 備 費	2.5 万円 × 4 0.6 0 0	= 1 0 1, 5 0 0
機 器 設 備 費 (共 同 設 備)		7 8, 0 0 0
部 門 施 設 費	2, 6 0 0 万円 × 2 1 (部門) =	5 4, 6 0 0 億
計		3 9 6 5 0 0 万円

(年間経常費、土地代は含まない。)

7 - 3 9

庶発第 1 4 9 3 号 昭和 4 2 年 1 1 月 2 8 日

文部省学術審議会会長 茅 誠 司 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

科学研究費補助金運用上の改善について (中間報告) に関する意見について (申入れ)
標記のことについて、本会議第 3 1 9 回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省の科学研究費補助金については、毎年文部省より、次年度における科学研究費の振興に必要な経費、学術奨励審議会科学研究費分科会 (現在の学術審議会科学研究費分科会) の委員の推薦ならびに科学研究費補助金の配分基本方針及び審査方針について諮問 (依頼) があり、日本学術会議はその都度、慎重に審議の上、文部省に答申 (回答) してきました。

科学研究費補助金は従来おおむね本会議のこの答申 (回答) のとおり運用され、その配分が行なわれることが多年にわたる慣行でありました。このことは科学研究費の配分が全国科学者の重大な関心事であり、科学者の総意を代表する日本学術会議は、それが適切に行なわれることに責任を負っているという精神に基づくのであります。

しかるに、先般学術審議会の発足とともに、その内部に学術振興基本方策特別委員会が設けられ、科学研究費補助金の運用上の問題点について、審議が行なわれ「科学研究費補助金の運用上の改善に

ついて」という中間報告が公表されました。

本会議はこの中間報告を慎重に検討した結果、その大綱においては、従来の本会議の答申（回答）の線と一致するところも少なくありませんが、しかし又、多年の経験に鑑み修正すべき点も少なくないとの結論に達しました。とくに研究費の配分基本方針、審査委員の選定、その他各個研究等については基本的観点から見解を異にするものであります。よって、本会議は別紙のとおり同報告についての意見を申し入れますので、充分に御検討くださるようお願いいたします。

なお、別紙修正点に関する詳細な説明を聴取される機会を与えられるよう併せてお願いいたします。

別 紙

科学研究費補助金運用上の改善について

（中間報告）

一（文部省学術審議会学術基本方針 特別委員会）一

科学研究費補助金運用上の改善策

A 科学研究費

1. 科学研究費の種目について

(1) 特定研究

現行どおりとする。原則として継続年限は3年以内とする。

(2) 総合研究

実態に応じてA、Bの2種にわけろ。

○ 総合研究A

機関を異にする研究者が、共同して緊密な連絡のもとに、焦点のしぼられた具体的な研究課題の研究を行なうものを対象とする。原則として継続年限は3年以内とする。

○ 総合研究B

研究連絡を主目的とするもので、以下のようなものを対象とする。原則として継続年限は1年とする。

- 1) 「特定研究」や国際協力研究等のように、実施前に研究計画の検討を必要とするもの。
- 2) 「特定研究」「海外学術調査」等の研究成果のとりまとめを必要とするもの。
- 3) 境界領域あるいは新しい学問分野

科学研究費補助金運用上の改善について

（中間報告）に関する日本学術会議の意見

科学研究費補助金運用上の改善策

A 科学研究費

1. 科学研究費の種目について

(1) 特定研究

現行どおりとする。原則として継続年限は3年以内とする。

(2) 総合研究

実態に応じてA、Bの2種にわけろ。

○ 総合研究A

機関を異にする研究者が共同して緊密な連絡のもとに、具体的な研究課題の研究を行うものを対象とする。原則として継続年限は3年以内とする。

○ 総合研究B

研究連絡を主目的とするもので、以下のようなものを対象とする。

- 1) 「特定研究」や国際協力研究等のように実施前に研究計画の検討を必要とするもの。
- 2) 「特定研究」「海外学術調査」等の研究成果のとりまとめを必要とするもの。
- 3) 境界領域あるいは新しい学問分野

等の研究で具体的な目的をもつ研究集会等によって研究連絡を特に必要とするもの。

(3) 一般研究

現行の「機関研究」「各個研究」を合わせて「一般研究」とし、1機関内で個人の行なう研究または数人が共同して行なう研究を対象とする。

「一般研究」は、所要研究費の額により数種の区分を設けることが適当である。原則として継続年限は3年以内とする。

なお必要に応じ申請にかかる当該機関において申請課題数の調整を行なうものとする。

(4) 試験研究

応用的研究のうち「基礎的段階のもので、研究の成果が実用に移される可能性をもつ研究を対象とする。特に新材料、新製法等の開発に関する基礎的研究、性能の高い研究用機器の試作研究あるいは、社会的実際問題の解決に役立つ実証的研究に重点を置く。原則として継続年限は2年以内とする。

(5) 奨励研究

研究歴の若い研究者の研究を奨励するとともに、小、中、高等学校の教職員および民間研究者の行なう研究を奨励することを目的とする。

実態に応じA、Bの2種にわけらる。

等の研究で、具体的な目的をもつ研究集会等による研究連絡を必要とするもの、その他長期的観点あるいは学術上の性格により、特に研究連絡の必要性が認められるもの。

(3) 一般研究

一般研究は実態に応じてA、Bの2種にわけらる。

一般研究A 個人が行なう研究

一般研究B 同一機関内で数人が共同して行なう研究

「一般研究」は所要研究費の額により数種の区分を設けることが適当である。原則として継続年限は3年以内とする。

なお「一般研究」の所要研究費の額による区分のうち特に少額の研究費で成果のあがるものの数を多くし、研究費の額による取扱いの差別をなくすることが肝要である。

特に一般研究Aに関して、当該機関においては申請課題数の調整を行なわないうものとする。

(4) 試験研究

応用的研究のうち、基礎的段階のもので研究の成果が実用に移される可能性をもつ研究を対象とする。特に新材料、新製法等の開発に関する基礎的研究、性能の高い研究用機器の試作研究、あるいは社会的実際問題の解決に役立つ実証的研究に重点をおく。原則として継続年限は2年以内とする。

(5) 奨励研究

研究歴の若い研究者の研究を奨励するとともに小、中、高等学校の教職員および民間研究者の行なう研究を奨励することを目的とする。実態に応じA、Bの2種にわけらる。

奨励研究A

主として研究機関に所属する研究歴の若い研究者（例えば助手クラスで学位取得後5年以内または大学学部卒業後10年以内のもの）の行なう研究を対象とする。原則として継続年限は1年とする。

奨励研究B

小、中、高等学校の教職員および民間研究者の行なう研究を対象とする。原則として継続年限は1年とする。

(6) 海外学術調査

現行どおりとする

2. 特定研究の分野の選定ならびにその進め方

(1) 分野選定方法

日本学術会議の意見をきき関係省庁の意向を参考にし、学術審議会で審議する。

(2) 分野内の研究の進め方

1) 「特定研究」分野として、指定される以前に「総合研究B」または関係学界等における検討その他の方法によってその分野内における研究の進め方を具体的に検討し研究の項目等をあらかじめ確立しておく。

2) 公募方式、計画研究方式または両者の併用のいずれかとする。この場合計画研究方式とは、あらかじめ課題とこれを担当すべき研究者を選定して研究を進める方式をいう。

3. 研究課題の継続の取り扱いについて

各種目とも、継続年限1年のものを除き、限度年限内において次年度以降の継続を内

奨励研究A

主として研究機関に所属する研究歴の若い研究者の行なう研究を対象とする。原則として継続年限は1年とする。

奨励研究B

小、中、高等学校の教職員および民間研究者の行なう研究を対象とする。原則として継続年限は1年とする。

(6) 海外学術調査

現行どおりとする。

2. 審査ならびに研究費配分の基本方針

審査の大綱ならびに研究費の配分基本方針については、日本学術会議の意見を求める。（この従来の慣行は尊重されるべきである）

3. 特定研究の分野の選定ならびにその進め方

(1) 分野の選定方法

日本学術会議の意見に基づき、学術審議会で審議する。

(2) 分野内の研究の進め方

公募方式、計画研究方式または両者の併用のいずれかとする。この場合、計画研究方式とはあらかじめ課題と、これを担当すべき研究者を選定して、研究を進める方式をいう。

4. 研究課題の継続の取り扱いについて

各種目とも継続年限1年のものを除き、限度年限内において、次年度以降の継続を

約する形式にする。ただし次年度以降については前年度の研究状況を調査して継続の可否等を改めて審査する。なお継続の場合の申請手続きについては、その簡素化を考慮する。

4 審査委員の選考方法と審査の仕方について

(1) 「特定研究」「海外学術調査」「奨励研究B」の審査委員の選考方法および審査の仕方はおおむね現行どおりとする。

(2) その他の審査は2段審査を行なう。2段審査の取り扱いは次のとおりとする。

1) 選考方法および任期

(a) 審査委員について委員定数を上廻る候補者の推薦を日本学術会議に求める。委員定数は約350～400名とする。

(b) 推薦された審査委員候補者について第1段審査委員と第2段審査委員とを選考する。

(c) 第2段審査委員は、審査委員の中から第2段審査にのみ当たるもの、および第1段審査委員のなかから第2段審査にもあたるものとの両方で構成されるものとする。委員定数は

内約する形式とする。ただし、次年度以降については前年度の研究状況を調査して継続の可否等を改めて審査する。なお継続の場合の申請手続きについては、その簡素化を考慮する。

5 審査委員の選考方法と審査の仕方について

(1) 「海外学術調査」「奨励研究B」の審査委員の選考方法および審査の仕方は、おおむね現行どおりとする。

(2) 「特定研究」の審査委員の候補者は、日本学術会議に推薦をもとめ、審査の仕方はおおむね現行どおりとする。

(3) その他「総合研究」「一般研究」「試験研究」「奨励研究A」の審査は2段審査を行う。2段審査の取扱いは次のとおりとする。

1) 選考方法および任期

(a) 審査委員は第1段審査委員ならびに第2段審査委員ともにそれぞれ委員定数の2倍の候補者の推薦を日本学術会議にもとめる。委員の数は第1段審査委員は350～400とし、第2段審査委員は120名程度とする。

なお、第2段審査委員の候補者については従来の慣行に従い、日本学術会議の推せんする順位を尊重すること。

(b) 委員の任期は第1段審査委員第2段審査委員ともに2年とし、半数交替とする。

約50～60名とする。

- (d) 任期は第1段審査委員、第2段審査委員とも2年とし半数交替とする。

2) 審査方針

審査方針は、第2段審査会で審議する。

審査方針には、第1段審査の際に必要な評点の基準と専門分野への研究費の配分方式を含むものとする。

なお、日本学術会議から審査の大綱について意見を求めるものとする。

3) 審査手順

決定された審査方針に基いて2段審査を行なう。

(a) 第1段審査

書面審査とし、第1段審査委員は送付された計画調書を所定の基準に基づいて審査し、評点を付して返送する。

(b) 第2段審査

第2段審査会を開催し、第1段審査委員の評点を基にして採択候補課題の選定を行なう。

4) 審査の時期

第1段審査、第2段審査ともに前年度内に終え、新年度とともに交付手続きが進められるようにする。

(審査の手順(案)は別表1のとおり)

5. 公募の回数

現行どおり年1回とする。なお、緊急な課題に備えて保留金をおく。

6. 研究促進ならびに研究成果の評価

採択された研究課題については、爾後の研究の推移または成果に関する報告を励行させるとともに、学会等研究連絡の機会の利用や報告会の開催等により、研究発表の

2) 審査方針

第1段審査ならびに第2段審査における審査の大綱および各専門分野への研究費の配分基本方針については日本学術会議の意見をもとめる。

3) 審査手順

決定された審査方針に基いて2段審査を行なう。

4) 審査の時期

第1段審査、第2段審査ともに前年度内に終え、新年度とともに交付手続きが進められるようにする。

6. 公募の回数

現行どおり年1回とする。なお、緊急な課題に備えて保留金をおく。

7. 研究の促進ならびに研究成果の評価

採択された研究課題については爾後の研究の推移または成果に関する報告を励行させるとともに、学会等研究連絡の機会の利用や、報告会の開催等により、研究発表の

促進に努める必要がある。

審査委員は、これらの報告や研究発表に基づいて、当該研究の推移または成果についての評価を行なう。

(備考)

専門分野および専門分科の区分については、学問の進展に即した適切な審査が行われるよう別途再検討を要する。

B 研究成果刊行費

1. 審査委員の選考方法と審査の仕方について

(1) 審査の仕方

審査は、次のとおり種目別に審査を行なう。

学術図書……第1段審査および第2段審査

学術定期刊行物 } …… { 第2段審査(第1段審査は行なわない)
および二次刊行物

(2) 選考方法および任期

1) 審査委員は、科学研究費審査委員のうちから、関連する学問分野の審査委員を選考する。

(a) 第1段審査委員は科学研究費の第1段審査委員のうちから学術図書申請課題に関連する学問分野の審査委員を選考する。

(b) 第2段審査委員は、科学研究費の第2段審査委員のうちから、関連する学問分野の審査委員を選考する。

委員定数は約30～35名とする。

2) 任期は、科学研究費審査委員と同じく、第1段審査委員、第2段審査委員とも2年とし、半数交替とする。

(3) 審査方針

促進に努める必要がある。審査委員はこれらの報告や研究発表に基づいて、当該研究の推移または成果についての評価を行なう。

B 研究成果刊行費

1. 審査委員の選考方法と審査の仕方について

(1) 審査の仕方

審査は次のとおり種目別に審査を行なう。

学術図書……第1段審査および第2段審査とする(但し、申請件数の如何によっては第1段審査を省略することができる)

学術定期刊行物 } …… { 第2段審査(第1段審査は行なわない)
および二次刊行物

(2) 選考方法および任期

1) 審査委員は科学研究費審査委員のうちから、関連する学問分野の審査委員を選考する。

(a) 第1段審査委員は、科学研究費の第1段審査委員のうちから、学術図書申請課題に関連する学問分野の審査委員を選考する。

(b) 第2段審査委員は科学研究費の第2段審査委員のうちから関連する学問分野の審査委員を選考する。委員定数は約30～35名とする。

2) 任期は、科学研究費審査委員と同じく、第1段審査委員、第2段審査委員とも2年とし、半数交替とする。

(3) 審査方針

審査方針は第2段審査会で審議する。
審査方針には、第1段審査の際に必要な
評点の基準を含むものとする。

なお、日本学術会議から、審査の大綱
について意見を求めるものとする。

(4) 審査手順

決定された審査方針に基づいて学術定期刊行物および二次刊行物については第2段審査会で審査を行ない、学術図書については2段審査を行なう。

1) 第1段審査

(a) 書面審査とし、学術図書についてのみ第1段審査を行なう。

(b) 第1段審査委員は、送付された刊行計画調書を所定の基準に基づいて審査し、評点を付して返送する。

2) 第2段審査

第2段審査会を開催し、全種目について採択候補課題の選定を行なう。

学術図書については、第1段審査委員の評点を基にして審査する。

(5) 審査の時期

審査を前年度内に終え、新年度とともに交付手続が進められるようにする。(審査の手順(案)は別表2のとおり)

2 公募の回数

現行どおり年1回とする。

第1段審査ならびに第2段審査の基本
方針については、日本学術会議の意見を
もとめる。

(4) 審査手順

決定された審査方針に基づいて、学術定期刊行物および二次刊行物については第2段審査会で審査を行ない、学術図書については、2段審査を行なう。

(5) 審査の時期

審査を前年度内に終え、新年度とともに交付手続が進められるようにする。

2 公募の回数

現行どおり年1回とする。

7-40

庶発第1586号 昭和42年12月20日

文部大臣 難 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

科学研究費補助金の運用上の改善策について(申入れ)

日本学術会議は、先に、「科学研究費補助金の運用上の改善策について」文部省学術審議会学術基本方策特別委員会から提示された案について検討を行ないましたが、さらに下記の点に関し、早急に御措置願いたいので、第320回運営審議会の議を経て、これを申し入れます。

記